

## 「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」新旧

新	旧
<p style="text-align: right;">国自安第75号 国自貨第79号 国自整第69号</p> <p style="text-align: right;">平成21年 9月29日</p> <p>一部改正 平成21年11月30日</p> <p>一部改正 平成22年12月15日</p> <p>一部改正 平成23年 3月31日</p> <p>一部改正 平成24年 3月28日</p> <p>一部改正 平成25年 9月17日</p> <p>一部改正 平成26年 3月 4日</p> <p>一部改正 平成26年12月25日</p> <p>一部改正 平成29年 1月13日</p> <p>一部改正 平成30年 3月30日</p> <p>一部改正 令和 元年10月31日</p> <p>一部改正 令和 2年11月18日</p> <p>一部改正 令和 3年 5月28日</p> <p><u>一部改正 令和 5年 9月29日</u></p>	<p style="text-align: right;">国自安第75号 国自貨第79号 国自整第69号</p> <p style="text-align: right;">平成21年 9月29日</p> <p>一部改正 平成21年11月30日</p> <p>一部改正 平成22年12月15日</p> <p>一部改正 平成23年 3月31日</p> <p>一部改正 平成24年 3月28日</p> <p>一部改正 平成25年 9月17日</p> <p>一部改正 平成26年 3月 4日</p> <p>一部改正 平成26年12月25日</p> <p>一部改正 平成29年 1月13日</p> <p>一部改正 平成30年 3月30日</p> <p>一部改正 令和 元年10月31日</p> <p>一部改正 令和 2年11月18日</p> <p>一部改正 令和 3年 5月28日</p>
<p>各地方運輸局自動車交通部長 殿</p> <p>関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿</p> <p>沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: right;">自動車交通局安全政策課長 自動車交通局貨物課長</p>	<p>各地方運輸局自動車交通部長 殿</p> <p>関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿</p> <p>沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: right;">自動車交通局安全政策課長 自動車交通局貨物課長</p>

貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について

貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について

(略)

(略)

附 則 (略)

附 則 (略)

附 則 (令和5年9月29日 国自安第74号、国自貨第73号、国自整第119号)

(新設)

- 1 この通達は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 令和5年9月30日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとし、令和5年4月1日以降に確認した違反行為にあっては、改正後の安全規則の規定に読み替えて行政処分等を行うものとする。